

記入例

離婚届

令和〇年△月□日届出

岩手県盛岡市長殿

午前・午後時分受付

受理令和年月日第号

書類調査戸籍記載記載調査調査票附票住民票通知

(フリガナ)

氏名

生年月日

住所

(住民登録をしているところ)

本籍

外国人のときは国籍だけを書いてください

夫

モリオカ 盛岡

サブロウ 三郎

妻

モリオカ 盛岡

サキコ 咲子

昭和・平成7年12月1日

昭和・平成2年6月1日

岩手都道府県盛岡市内丸52番地2-1120号

岩手都道府県盛岡市永井50地割15番地6号

方書

方書

岩手都道府県盛岡市内丸50番地

筆頭者の氏名

盛岡 三郎

父母及び養父母の氏名

父 北上川 一郎

母 盛岡 花代

養父 盛岡 四郎

養母

妻の父 諸葛川 敏郎

母 諸葛川 花江

養父

養母

続き柄

二男

続き柄

養子

続き柄

養女

離婚の種類

☒協議離婚

☐調停

☐審判

年

月

日

成立

確定

☐和解

☐請求の認諾

☐判決

年

月

日

成立

認諾

確定

婚姻前の氏に

☐夫は

☐もとの戸籍にもどる

☒妻は

☒新しい戸籍をつくる

もどる者の本籍

岩手都道府県盛岡市内丸12番地

筆頭者の氏名

諸葛川 咲子

未成年の子の氏名

夫が親権を行う子

妻が親権を行う子

盛岡 七郎

同居の期間

昭和令和31年1月から平成4年9月まで

(同居を始めたとき)

(別居したとき)

別居する前の住所

岩手都道府県盛岡市津志田24地割100番地

別居する前の世帯のおもな仕事と

☐1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている

☐2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯

☒3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）

☐4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）

☐5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯

☐6. 仕事をしている者のいない世帯

夫妻の職業

(国勢調査の年…令和年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)

夫の職業

妻の職業

届出人署名（※押印は任意）

夫盛岡 三郎

妻盛岡 咲子

事件簿番号

住定日

夫

年

月

日

妻

年

月

日

本人確認欄

夫

☐免☐バ☐個

☐在☐身

☐その他☐無

()

妻

☐免☐バ☐個

☐在☐身

☐その他☐無

()

通送

夫・妻

令和年月日

☐免☐バ☐個

☐在☐身

☐その他☐無

()

使

☐在☐身

☐その他☐無

()

不受理申出確認欄

夫有・無()

妻有・無()

記入の注意

消せるボールペンは使用しないでください

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。修正液や修正テープは使用しないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1 台湾
2 パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本

◎協議離婚のときだけ、証人（成年の方）が2名必要です。必ず自署してもらってください。

証人

署名（※押印は任意）

盛岡 四郎

印

生年月日

昭和・平成33年10月20日

住所

岩手都道府県盛岡市

好摩字夏間木300番地

方書

本籍

岩手都道府県盛岡市

内丸50番地

内丸 甲子

印

昭和・平成4年5月6日

岩手都道府県岩手郡葛巻町

江刈第60地割50番地9号

方書

岩手都道府県紫波郡紫波町

佐比内字館前290番地

父母が死亡している場合でも記入してください。

□には、あてはまるものに☑のしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□面会交流について取決めをしている。
□まだ決めていない。
面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□養育費の分担について取決めをしている。
□まだ決めていない。
取決め方法：（□公正証書 □それ以外）
養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚

法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター（法テラス）では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

◎連絡先（日中に必ず連絡のつくところを書いてください）

夫

電話 000(5555)8888

自宅（携帯）・勤務先

妻

電話 222(444)7777

自宅（携帯）・勤務先

必ず本人が署名してください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。